

Wonder Art Production 規約

- 第1条(目的) 当所は、国公立美術館での美術展の企画・運営および病院や学校など社会の様々な現場で美術活動を行う事務所である。美術を通して、子どもをはじめとする老若男女にポジティブなエネルギーや夢を与えることを目的として活動するものである。
- 第2条(名称) この事務所を Wonder Art Production (ワンダーアートプロダクション) とする。
- 第3条(所在地) この事務所を、東京都千代田区外神田 6-16-5-501 に置く。
- 第4条(会員) この事務所のメンバーは、常勤3名の他に本職をもちながら共に有意な芸術活動を展開していこうとする有志である。
- 第5条(役員) この事務所に次の役員をおく。
代表／アートプロデューサー 1名
- 第6条(役員任期) 役員任期は2年とする。
- 第7条(代表) 代表は事務所を代表し、運営する。
- 第8条(運営) 当所は毎月1回会議を開催し、この会の重要事項について審議する。議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(規約改正) この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

第10条(余剰金の処分) この団体の決算において、余剰金が発生したときは次事業年度に繰り越すものとする。

附則

①当所の役員は、次の通りとする。

高橋雅子

②この規約は、平成12年8月1日から施行する。

③平成23年10月事務局移転に伴い、第3条改正

④平成25年9月事務局移転に伴い、第3条改正

⑤変更後の定款は平成27年7月27日から施行する。